別表（第２条関係）

補助対象事業、補助対象者及び補助額

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 補助対象事業  （内容） | 要件 | 補助対象者 | 補助金の額 | 限度額 |
| 農 用 地 利 用 改 善 組 合 等 活 動 支 援 事 業 | （１）転作団地化推進事業（転作地の団地化を推進するもの） | １ヘクタール以上の市内のほ場を含む連続した農地（水田）を転作し、団地化すること。 | 市内にある改善組合（以下「改善組合」という。） | １団体につき８万円に事業を行う農地（水田）１０アール当たり１５０円で積算した額を加算した金額 | １団体当たり２０万円 |
| （２）地域食農活動推進事業（地域住民の食と農への理解を促進する事業を実施するもの） | 次の①、③、④及び⑤又は②、③、④及び⑤の要件を満たすこと。  ①　改善組合が行う場合は、集落全体の事業であること。  ②　部会が行う場合は、産直以外のスーパー、小売店、イベント（あいち中央農業協同組合主催のものを除く。）等で生産者自らが消費者に対して行う事業であること。  ③　次のａからｅまでのいずれかを市内で実施すること。  ａ　農畜産物品評会（即売会等地産地消に資する取組を併せて実施すること。）  ｂ　農畜産物の販売  ｃ　安城産農畜産物の試食会  ｄ　農作業体験又は農作業見学  ｅ　その他食と農への理解の促進を図ることができる事業  ④　補助金交付申請年度内に実施するものであること。  ⑤　改善組合又は部会から支出した費用であること。 | 改善組合又はあいち中央農業協同組合に属する生産者部会（以下「部会」という  。） | 事業費の４分の３ | １団体当たり１０万円 |
| （３）地域計画推進事業（地域計画の策定等を推進するもの） | 地域計画策定等のために地域で話し合いを行い、その内容を報告すること。 | 改善組合 | ２万円 | １団体当たり２万円 |
|  | （１）環境に配慮した水稲直播きの推進事業（冬場の代かきによる河川への泥水の流出を避けるため、乾田直播き（Ｖ溝直播きを含む。以下この項において同じ  。）を実施する  ほ場において代  かきによらない  鎮圧方式や塩化  カリ、石灰窒素  等の散布による  対策をするもの  ） | 市内を含むほ場において、次の①又は②、③及び④の要件を満たすこと。  ①　代かきによらない鎮圧方式又は代かき時の塩化カリ散布を行い、河川への泥水の流出を抑制した上で、乾田直きを実施するものであること。  ②　秋季又は冬季の耕起時に石灰窒素散布を行い、乾田直播きを実施するものであること。  ③　１ヘクタール以上の連続した農地（水田）の一団において実施するものであること。  ④　作業委託の場合は、作業受託者は市内在住の営農者であること。 | 改善組合の組合員（以下「  組合員」という。）又は市内にほ場を有する農地所有適格法人（以下「法人」という。） | （１）代かきによらない鎮圧方式の場合　１０アール当たり１，８００円で積算した金額  （２）塩化カリ散布の場合　塩化カリ２０キログラム当たり２，０００円又は１０アール当たり２，０００円で積算した金額のいずれか低い金額  （３）石灰窒素散布の場合　石灰窒素２０キログラム当たり２，０００円又は１０アール当たり２，０００円で積算 | ― |
| 農　　　　　　　　　　　　　　　　業　　　　　　　　　　　　　　　　経　　　　　　　　　　　　営 |  |  |  | した金額のいずれか低い金額 |  |
| （２）堆肥利用による土づくり推進事業（牛ふん堆肥又は豚ぷん堆肥（以下「堆肥」という。）による土づくりを実施するもの） | 次の①から④までの要件を満たす  こと。  ①　畜産農家、共同堆肥集積場等（あいち中央農業協同組合が運営する堆肥集積場を含む。）から地力増進が期待できる堆肥を購入するものであること。  ②　１０アール以上の市内のほ場において、農地に堆肥を投入するものであること。  ③　補助金交付申請年度内に堆肥を投入するものであること。  ④　購入者が堆肥を一時保管する場合は、堆肥置き場において行うこと。 | 改善組合、組合員、法人又はあいち中央農業協同組合 | 堆肥購入費（運搬費、散  布費等を除く。）の２分  の１ | 購入した堆肥１トン当たり１，０００円で積算した金額 |
| （３）生分解性マルチフィルム利用推進事業（生分解性マルチフィルム（グリーンプラ、生分解性プラ及び生分解性バイオマスプラマークの認証を受けたものに限る。以下同じ。）を利用し、耕作するもの） | 市内のほ場において、生分解性マルチフィルムを購入した日又は領収書に記載された日付から１年以内に、当該フィルムをほ場に設置し、かつ、補助金交付申請を行うこと。 | 改善組合、組合員又は法人 | 生分解性マルチフィルムの購入費の２分の１ | ― |
| （４）水田畔除去事業（水田の境界となる畦畔を除去するもの） | 市内のほ場において、次の①及び②の要件を満たすこと。  ①　所有者が異なる水田の境界となっている畦畔を除去するものであること。  ②　補助金交付申請年度内に実施するものであること。 | 補助対象事業に係る土地の所有者 | 除去する畦畔１本につき土地の所有者１人当たり２万円（当該土地が共有の場合にあっては、２万円に持分の割合を乗じて得た額） | ― |
| （５）イチジク及びナシの新規栽培支援事業（イチジク又はナシの新規栽培をするもの） | 市内のほ場において、次の①及び②の要件を満たすこと。  ①　１経営体で栽培面積は、５アール以上あること。  ②　苗木を購入した日又は領収書に記載された日付から１年以内に当該苗木をほ場に移植し、かつ、補助金交付申請を行うこと。 | 組合員又は法人 | 苗木購入費等の経費の２分の１ | １経営体当たり１００万円 |
| （６）イチジク園及びナシ園の経営継承支援事業（イチジク園又はナシ園の経営継承に伴い、改植及び設備の新 | 市内のほ場において、次の①、②及び③又は④の要件を満たすこと。  ①　１経営体で栽培面積５アール以上の樹園地を経営継承した、又は経営継承する場合であること。 | 組合員又は法人 | 改植の場合にあっては改植費等の経費の２分の１以内、設備の新設、改修  、修繕等の場合にあっては設備導入費、資材購入費等の経費の２分の１ | １経営体当たり、改植の場合にあっては２０万 |
| 強　　　　　　　　　　　　　　　　化　　　　　　　　　　　　　　　　事　　　　　　　　　　　　　　　　業 | 設、改修、修繕等を実施するもの） | ②　次のａからｃまでのいずれかに該当すること。  ａ　補助金交付申請年度（以下「申請年度」という。）の初日前２年以内に経営継承された樹園地であること。  ｂ　申請年度内に経営継承された樹園地であること。  ｃ　申請年度の翌年度の末日までに経営継承されることが確実な樹園地であること（樹園地の経営継承に係る合意書を添付すること。）。  ③　改植に係る苗木を購入した日又は領収書に記載された日付から１年以内に、当該苗木をほ場に移植し、かつ、補助金交付申請を行うこと。  ④　申請年度内に設備の新設、改修、修繕等を実施し、かつ、補助金交付申請を行うこと。  ※「経営継承」とは、対象樹園地の所有権、賃借権、使用貸借権又は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権等の使用収益権を申請者本人が取得することをいう。 |  |  | 円、設  備の新設、  更新等の場合にあっては５０万円 |
| （７）イチジク及びナシの経営改善支援事業（イチジク又はナシの改植及び設備の改修等を実施するもの） | 改植の場合は次の①及び②の要件を、設備の改修等の場合は次の③の要件をそれぞれ満たすこと。  ①　１経営体で改植面積は１アール以上あること。  ②　苗木を購入した日又は領収書に記載された日付から１年以内に、当該苗木を市内のほ場に移植し、かつ、補助金交付申請を行うこと。  ③　設備の改修等に係る経費は、市内の１ほ場での改修等の費用が１０万円以上であること。 | 組合員又は法人 | 改植の場合にあっては改植費等の経費の２分の１以内、設備の改修等の場合にあっては設備改修費、資材購入費等の経費の３分の１ | １経営体当たり、改植の場合にあっては２０万円、設備の改修等の場合にあっては２０万円 |
| （８）樹園地の利用促進及び維持支援事業（樹園地の借入を促進するもの） | 補助金交付申請年度内に、安城市の畑・樹園地利用促進制度実施要綱（平成２６年８月１日施行）に規定される畑・樹園地利用促進制度を利用し、樹園地の利用権設定をするものであること。 | 組合員又は法人（利用権設定をした借主に限る。） | 利用権を設定する畑・樹園地１０アール当たり２万円で積算した金額 | ― |
| （９）甘ひびき推進事業（ナシの品種である甘ひびきの苗木を購入するもの） | 次の①及び②の要件を満たすこと。  ①　苗木を自らの栽培用に購入し、市内のほ場に移植するものであること。  ②　苗木を購入した日又は領収書に記載された日付から１年以内に、当該苗木を市内のほ場に移植し、かつ、補助金交付申請を | 組合員、法人又は部会 | 購入する苗木１本当たり１，０００円で積算した金額 | ― |
|  |  | 行うこと。 |  |  |  |
|  | （１０）農産物の品種登録事業（農産物（穀物、野菜、果樹、花き等）を新たに品種登録するもの） | 自らが市内のほ場において生産する目的で、補助金交付申請年度内に、農産物（穀物、野菜、果樹、花き等）の品種登録をすること。 | 組合員又は法人 | 品種登録の出願料及び審査手数料の２分の１ | １品種の登録当たり１０万円 |
| （１１）法人化推進事業（農業の家族経営を法人化するもの） | 補助金交付申請年度内に、家族経営を農地所有適格法人に法人化した場合であること。 | 法人 | 法人化１件につき２０万円 | １法人当たり２０万円 |
| （１２）革新的農業推進事業（環境配慮、省力化、低コスト化、高品質化又は安城の農業の発展につながる事業を推進するもの） | 次の①から③までの要件を満たす  こと。  ①　市内のほ場において、実施す  るものであること。  ②　農業生産における生産性又は収益性の向上を見込める事業であること（デジタル技術又はロボット技術を活用した省力化、低コスト化又は高品質化により、生産性又は収益性の向上を図ることで安城農業の発展につながる事業であること。）。  ③　市、県普及課及びあいち中央農業協同組合に認められた事業であること。 | 組合員、法人又は部会 | 事業費の２分の１ | １事業当たり５０万円 |
| （１３）６次産業化推進事業（６次産業化に関する独自の事業を推進するもの） | 次の①から④までの要件を満たす  こと。  ①　市内のほ場で実施するもので  あること。  ②　自ら生産した農作物を活用し  た加工品の開発及び販売に係る  事業であること。  ③　事業計画を作成し、市長の確  認を受けたものであること。  ④　補助金交付申請年度内に実施  するものであること。 | 組合員又は法人 | 事業費の２分の１ | １事業当たり５０万円 |
| （１４）安城市里親農家事業（就農希望者に対する技術支援、農機具等の譲渡を促進するもの） | 次の①から③までの要件を満たす  こと。  ①　市内での就農希望者に対し、無償でおおむね１年を通しての農業研修又は農機具等の譲渡を行うものであること。  ②　就農希望者が就農後５年以内に認定新規就農者になる予定であり、補助金交付申請の時点で経営を開始しておらず、かつ、将来にわたって安城市で営農する意思のある者であること。  ③　農業研修を行う場合は、事業計画を作成し、市長の確認を受けたものであること。 | 組合員（事前に申込書を提  、安城市里親農家として登録された者であって、就農希望者の三親等以内の親族でないものに限る。） | （１）農業技術等支援の場合　１か月につき２万円  （２）農機具等の譲渡の場合　農機具１件につき５，０００円 | ― |
|  | （１５）農業生産工程管理（ＧＡＰ）普及推進事業 | 補助金交付申請年度内に第三者認証ＧＡＰ（ＪＧＡＰ、ＡＳＩＡＧＡＰ及びＧＬＯＢＡＬＧ．Ａ．Ｐ | 組合員又は法人 | 第三者認証ＧＡＰの新規認証に係る経費の２分の１ | ＪＧＡＰ又はＡＳＩ |
|  | ＡＰを新たに取得するもの） | をいう。以下同じ。）を新たに取得するものであること。 |  |  | ＡＧＡＰの場合にあっては２０万円、ＧＬＯＢＡＬＧ．Ａ．Ｐの場合にあっては３０万円 |